

理事・監事・評議員報酬・慰労規程

この規程は社会福祉法人みずほ愛育会の理事・監事・評議員の報酬及び慰労について定める

(報酬)

第1条 理事・監事が理事会に出席した場合には、報酬として一回11,137円を支給する。

第2条 理事長の役員報酬は無償とする。

第3条 評議員が評議員会に出席した場合には、報酬として一回11,137円を支給する。

第4条 理事・監事・評議員の研修については旅費規程に準ずる。

第5条 この規程の改正は評議員会の議決をもって行う。

(慰労)

第6条 永年にわたって誠実に役員及び評議員を務め、退任または辞任に至るとき、その功績に対し、賞品または賞金を支給する。
ただし、懲戒や処罰並びに処分等による退任及び辞任または解任は除く。

第7条 対象は就任の日から10年以上とする。

第8条 対象者は理事長からの推薦とし、理事会にて承認することとする。

附則

この規程は、2020年4月1日から施行する。